令和２年度長瀞町総合教育会議　議事録

１．期　日　　令和２年１１月２７日（金）１３：２８～１４：３０

２．場　所　　長瀞町役場３階大会議室

３．出席者　　大澤町長、野口教育長、
西山教育委員、田端教育委員、
齊藤教育委員、工藤教育委員
総務課：福島課長、染野主幹、吉田主査
教育委員会：内田次長、坂本指導主事、千島主幹

４．町長あいさつ

（町　　長）

今年に入り、新型コロナウイルス感染症により、社会的、経済的に大きく影響を受けているが、当町の教育関係でも、小・中学校の臨時休業や夏季休暇の短縮、学校行事の見直しなど、子ども達の生活においても影響を及ぼしている。

町としては、改めて感染拡大防止に努め、どのように子ども達がすこやかに学び、育っていくかということを、しっかりと取り組んでいかなければならないという認識を持っている。

本日は４件の議題があるが、長瀞町の次世代を担う子ども達のための意見交換を行いたいと考えているので、教育委員の皆様から忌憚のないご意見をお聞かせいただき、今後の本町における教育行政に活かしていきたい。

５．議事録署名人の指名

（町　　長）

西山委員を指名

６．議　事

（１）長瀞町学校のあり方検討委員会について

（内田次長より説明）・資料１使用

昨年度の総合教育会議の場で町長の意向を受け、長瀞町学校のあり方検討委員会設置条例を制定し、今年度検討を始めた。

小学校では２年生以上のクラスで２学年の人数合計が１６名以下になると複式学級となるが、（表）「令和２年度・各学校の児童生徒数と学級数」によると、第二小学校は１年生９名、２年生７名で、令和３年度に２、３年生になったとき、基準日の４月３日までに転入者がいなければ、複式学級になる予定である。

複式学級は、一人の教員が二つの学年を担任するため、実質１時間の授業のうち半分は自習形式となる。この状況を検討委員会に示したところ、そこまで差し迫っていたことに驚いている委員の方もいた。

平成元年度から現在までの児童生徒数の推移と出生数から求めた推計は、各学校ともに右肩下がりで、平成元年度から現在までに半数以下に減少している。

（グラフ下）「児童生徒の将来推計」は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地区別将来人口推計（2015 国勢調査）」をもとに人口減少率を求め、令和２年度の児童生徒数から教育委員会が推計したもので、町で取り組んでいる施策効果は見込んでいない。

（グラフ上）「児童生徒数の推移」の令和７年度の推計は住民基本台帳に登録されている就学予定の人数から求めているため、（グラフ下）「児童生徒の将来推計」の数値と相違がある。

（グラフ下）「児童生徒の将来推計」では、１５年後の令和１７年度には小中学生ともに現在の半数近くになる。さらに１０年後の令和２７年度には小学生は半数以下、中学生は三分の一近くに減少する。

ただし、長瀞町は小学校の就学に併せての転入があるため期待している。

しかしながら、少子化は進んでいるため、減少が予想される。移住定住施策の効果により、推計も変わると思われる。

（資料裏面）

推計をふまえた、学校の小規模化に伴う課題への対策を三つ示した。

一つ目は少人数の学校の良さを生かしていく、二つ目は学校の再編として小学校を統合する、三つ目は小中一貫校として小中学校を統合するというもの。

それぞれにメリット・デメリットがあり、将来に渡り児童生徒にと

って、よりよい教育環境を維持できるのか、総合的に検討をしていくために会議を進めている。

第1回会議では、委員を委嘱し、委員の役割、学校の現状認識、今後の進め方などを協議した。

第2回は今後のスケジュール確認、住民からの意見収集の方法について協議し、まずアンケートにより保護者の意見を収集することとなった。

諮問内容は、『長瀞町における児童生徒数の推移を踏まえ、長瀞町立小中学校において、将来にわたりより良い教育環境を維持するため、児童生徒にとってどのような教育環境が望ましいのかを総合的に検討し、将来を展望した学校教育のあり方について諮問する。』とした。

第3回会議は学校に係る予算や児童生徒の推計データやアンケートの案を提示する内容で、12月中に開催する予定である。

統合ありきで進めている委員会ではなく、まずは学校で学ぶ児童生徒にとって、どのような教育環境が望ましいのかを検討するために話し合いを進めている。

（2）ＧＩＧＡスクール構想の実現について

①公立学校情報通信ネットワーク環境施設及び一人一台端末整備について

②整備後の活用について

（千島主幹より説明）・資料2使用

GIGAとは、「全ての人にグローバルで革新的な入り口を」という意味で、一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公平に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現を目指す施策であるとされ、これまでの教育実践の蓄積と最先端のICTのベストミックスを図ることで教師・児童生徒の力を最大限に引き出すもの。

子どもたちは、グローバル化が進み、複雑で変化の激しい社会において、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思いを描く幸せを実現するための「生きる力」を身につける必要がある。

新学習指導要領において、情報活用能力は、言語能力と同様に「学

習の基盤となる資質・能力」と位置づけられ、コンピュータや情報通信ネットワーク環境を整え、学習活動の充実を図ることとされている。

GIGA スクール構想の実現に向けた長瀞町の整備内容は、

①校内通信ネットワークの整備

契約金額は 24,090,000 円で、町内小中学校の校内無線 LAN 整備、各学年ごとに端末を充電保管する電源キャビネット整備を行っている。

工期は令和 2 年 8 月 4 日から令和 3 年 1 月 29 日までで、予定どおり完了予定である。

体育館は災害時には避難所になるため、Wi-Fi は設定変更により Free Wi-Fi として利用可能である。

②一人一台端末の整備

契約金額は約 5,000 万円で、購入台数は、第一小学校 242 台、第二小学校 71 台、中学校 167 台で全て予備分と教員分を含んでいる。

納期は令和 3 年 2 月末となっており、他市町村との共同調達を行っている。

主な仕様は、OS は GoogleChrome、授業支援ソフト、タッチペン、持ち運び用インナーバッグ、ヘルプデスク、設定、キッティング作業一式である。

一人一台端末が整った環境になると、学びは変容し、「一斉学習」は学びの深化により、双方向型の一斉授業が可能となる。

「個別学習」、「共同学習」は学びの転換により、一人一人の教育的ニーズや学習状況に応じた個別学習が可能となり、各自の考えを即時に共有し、多様な意見にも即時に触れられるようになる。また、「調べ学習」、「表現・制作」、「遠隔教育」、「情報モラル教育」の学習が充実する。

端末整備後は、NTT コミュニケーションズが提供している「授業支援ソフト《まなびポケット》」を活用していく。

臨時休業などの学校休業中に端末を自宅に持ち帰り、家庭学習や遠隔授業に活用する。

長瀞町の児童生徒にとって、タブレット端末が当たり前の道具になる日がそこまできている。

教育委員会では、児童生徒、教員が安心して端末が活用できるよう、支援をしていく。

（３）いじめ問題の対応について
（坂本指導主事より説明）・資料３使用
（資料３の１枚目下段のスライド番号２）
本日は、１いじめの定義・認知　２いじめへの（組織的）対応　３いじめの重大事態の調査に関するガイドライン　４コロナ禍におけるいじめ対策等　５総務省からの勧告　の５つの視点から説明する。
（スライド番号４）
１．いじめの定義・認知
はじめに「いじめの定義・認知」について、いじめ対策のこれまでの経緯は、平成２４年の滋賀県大津市での自殺事案から法整備への機運が高まり、翌平成２５年６月に「いじめ防止対策推進法」が成立した。現在、教育現場でのいじめ問題への対応は、この法律に基づいておこなっている。また、平成２９年には「重大事態の調査に関するガイドライン」が策定された。この重大事態への対応は後ほど詳しく説明する。
５ページ、６ページには、いじめ防止対策推進法の概略が載せてある。主なものとしては、関係者の責務等を定めることや、重大事態が発生した際は、地方公共団体の長（町長）へ報告することなどが示されている。
つづいて、いじめの定義だが、いじめ問題の対応に際し、まず押さえておかなくてはならないのが、この「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義である。従前の「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」から「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」となっている。
簡単に言いうと、同じ学校に在籍している児童・生徒間で行為を受けた側が苦痛を感じたら、その言動は「いじめ」となる。インターネットも該当するので、Ａ子さんが、Ｂ子さんにラインで「Ｂちゃんの洋服かわいくない↑」とほめたつもりが、Ｂ子さんは「かわいくない

↓」と言われたととり、心身の苦痛を感じ、その行為を訴えたら「いじめ」である。

ここで、教職員研修でよく出される事例を皆様にも出させていただく。次のケースはいじめに該当するか？

算数の授業中、先生から問題が出されたが、隣の席のＴくんが解けずに困っている。次に答える順番はＴくんである。顔をしかめていたので、隣の席のＳくんは、助けてあげようと思い、やさしく教えてあげた。しかし、家に帰り、Ｔくんは、不満を訴える。自分で解きたかったのに、Ｓくんが教えてしまったのでできなかった。「残念だった」「いやな気持ちになった」と心身の苦痛を訴えた場合、これは「いじめ」に該当するか？

これは、「いじめ」である。同じ学校に在籍し、一定の人間関係がある場合、行為を受けた側が心身の苦痛を感じたら、それはいじめ防止対策推進法上の「いじめ」となる。

教師は、Ｔくんへのフォローとともに、いじめの加害者であるＳくんに指導をしなければならない。Ｓくんの心に悪意はない。困った友達を助けてあげたいという善意の気持ちである。行為も、わからない友達に教えてあげるという「よい行動」である。しかし、結果としてＴくんが、「いやな気持ち」になった場合、教師は「いじめ」として認知し対応する。

この場合、Ｓくんには「いじめ」と言う言葉は使わず指導することが適切なケースである。教える前に「教えようか？」「教えてもいい？」と聞き、Ｔくんの気持ちを確認しなかったことが、今回の問題であることを諭すこととなる。

皆さん、いかがでしょうか？何かすっきりしない、釈然としない思いがあると思う。善意の行動が「いじめ」と認知されることを不条理と思われる方もいるのではないか・・・

その原因は、法律上の「いじめ」と社会通念上の「いじめ」が異なることにある。法律上のいじめは、私たちが抱いている社会通念上の「いじめ」より広い範囲をいじめと定義している。平成２５年の立法は、より広い範囲を「法律上のいじめ」とすることで、本当に守らなくてはならない、子供たちを確実に守ることにある。

社会通念上のいじめに至らない、法律上のいじめの時点で、確実に

認知し、早期に対応することで、従前の概念である「いじめ」に至る前で解消し、子供を守り、失われる命をなくすことが、現在のいじめ問題の対応の出発点となる。

今後の説明も、このいじめ防止対策推進法におけるいじめの定義を押さえてお聞きいただけたらと思う。

・長瀞町内の小中学校でのいじめの認知件数

認知件数が最も多いのは平成30年度調査の長瀞中学校の34件であり、うち33件は「解消しているもの」、うち1件が「解消に向けて取組中」となっている。その他は0件の学校、年度もあり、「認知件数」があっても全て「解消しているもの」となっていた。

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価するとしている。

2．いじめへの（組織的）対応

・いじめに組織的対応を求めている背景について

まだまだ多くの悲惨な事案で教師の抱え込みがみられる。いじめ防止対策推進法では、教師の抱え込みを防ぐため、学校は基本的な方針を定めることとし、いじめ防止等の対策のための組織を置くことと定めている。

いじめの防止等のための基本的な方針では、「教職員はささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに直ちにすべての当該組織に報告・相談する」としている。

学校における「いじめに対する措置」（いじめ防止対策推進法第23条）では、①から⑥を定めている。

① 「抱え込み」が許されないことの法的根拠として「教職員は児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内のいじめ対策組織」への通報等の適切な措置をとる。」こと。

② 学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者（町教育委員会）に報告する。

③ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせる

ともに、その再発を防止するため、被害児童生徒又はその保護者への支援や、加害児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。

④ 必要に応じて加害児童生徒に対する別室指導等を検討する。

⑤ いじめに係る情報を、加害児童生徒・被害児童生徒双方の保護者と共有する。

⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきとき、重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報する

・いじめの解消について

いじめ防止のための基本的な方針では、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。ただし、状況によってはこの目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

この、いじめの解消の定義に基づき判断した結果、解消と判断できない事案が多くなることが想定される。

いじめについて、丁寧かつ慎重に対応することとなるため、解消率が前年と比較して下がることは問題ではない。

3．いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

・いじめの「重大事態」の関係条文（公立学校の場合）について

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その重大事態に対処し、調査を行うものとする。また、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。この報告を受けた地方公共団体の長は必要があると認めるときは調査の結果に

ついて調査を行うことができる。

1号重大事態　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。(自殺、身体の障害)

2号重大事態（通称：不登校重大事態）　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(相当の期間とは年間３０日を目安。)

・いじめの「重大事態」における学校の対応について

学校から設置者（教育委員会等）へ重大事態の発生報告、設置者から地方公共団体の長等への報告がいずれも法に基づく義務とされている。

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

・いじめの「重大事態」における学校の設置者の対応について

設置者が調査主体の場合、外部の第三者を構成員とした組織により、速やかに調査に着手できるよう、平時から設置する。調査組織は公平性、中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう、弁護士、精神科医、学識経験者、心理福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するもので、当該事案の第三者について職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努める。

このことについては受け手や費用の面で団体は苦労している。

学校が調査主体の場合、調査について、指導助言、人的支援が必要。調査結果の情報提供についても内容・方法・時期につき指導助言を行う。

法に基づき、調査結果を設置者（教育委員会等）を通じて地方公共団体の長等に報告

公立学校の場合は、教育委員会会議に報告していない例が散見されるので、事務局のみで対処方針を決定するのではなく、教育委員会会議で十分な協議を経ること。総合教育会議の招集を求めることも必要に応じて検討すること。

・いじめの重大事態の調査に関するガイドラインついて

重大事態の取り扱いについて、以下の事項を徹底

重大事態は事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始

するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。

被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、(客観的に見て重大と思わなくても) 重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたること。

4．コロナ禍におけるいじめ対策等

新型コロナウイルス感染症による偏見や差別防止に係る教育長メッセージ発出

5．総務省からの勧告

・いじめの正確な認知の推進について

制度等では、法のいじめの定義（要素）は、①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること②AとBの間に一定の人的関係が存在すること③AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていることとされる。

いじめはどの子供、学校でも起こりうるものであり、積極的な認知が必要。いじめの正確な認知は、いじめの対応の第一歩であり、法が機能する大前提である。

とされているのにも関わらず、学校・教育委員会・関係機関に対する実施調査結果では、法とは別の「継続性、集団性」等の要素によりいじめの定義を限定して解釈する例など、いじめの正確な認知に向けた取組が不十分であることがわかった。

・総務省「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告」をふまえた文部科学省の対応について

総務省から文部科学省に対して(1)いじめの正確な認知の推進、(2)重大事態の発生報告など法に基づく措置の徹底を内容とする勧告が行われた。

文部科学省では総務省からの勧告を踏まえ、いじめ防止対策を推進する上で次の1から3の留意事項を整理し、全国の教育委員会等に対して周知徹底を求めるための通知を発出した。

1．いじめの正確な認知の推進（いじめの認知件数がゼロであった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐ)

2．重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底（重大事態については学校から教育委員会への発生報告等が義務である）
教職員、児童生徒及び保護に対するいじめ防止対策の周知の徹底（教職員間での共通理解等）

以上、「いじめ問題の対応」につき説明申し上げた。いじめについては、道徳教育や人権教育、豊かな体験活動等を通じた「心の教育」のより一層の充実・推進による未然防止、そして、いじめ防止対策推進法のいじめの定義に基づく早期発見、組織的な早期対応による解消、また、万が一、重大事態が生じた場合には、町長に報告の上、教育委員会会議や総合教育会議を開き町として組織的な対応で解消に努める三段構えの備えが必要となる。

また、重大事態を引き起こさないためには、何よりも学校と保護者間の信頼の醸成が不可欠となる。教育委員会事務局としては、学校において、いじめ問題が発生した際には、危機管理の合い言葉「さしすせそ」を実践し、学校と保護者が協力・協働して問題解決にあたれるよう学校を支援していく。

（町　　長）

議題１、２、３について担当から説明があったが、ご質問、ご意見はあるか。

質問１

（田端委員）

GIGAスクール構想について、学校が休校することになったら家庭でタブレットを使用すると思うが、家庭にWi-Fi設備があることが前提か。

（千島主幹）

町から配布するタブレットは家庭にWi-Fiがないと活用できない。そのため町では各家庭のWi-Fi整備状況を聞き取りし、状況（数字）を把握している。今年度Wi-Fi整備の補助金制度を作り、促進を図っているところ。申請件数が見込みより少ないため、さらに周知を行っている。（今年度限りの補助金であるため活用してほしいと考えている。）

（内田次長）

Wi-Fi を整備しないという家庭の児童は、学校の教室を使う予定になっている。

質問２

（西山委員）

校内通信ネットワーク工事は１月末に完了するが、実施はいつからか。

（千島主幹）

タブレットが２月末の納期の予定となっている。まずは教職員の指導を行う。IT 業者へ委託して指導を受ける予定。マニュアル、セキュリティ設定も３月中に整備する。

質問３

（西山委員）

システム関連のメンテナンスの予算はどうなっているのか。

（千島主幹）

補償を含む５年間のパックに加入する。このパックには、授業支援システム（３年無料、２年有料）、ヘルプデスク（１年限り）や電池交換等を含む。クラウド管理のため、タブレット自体のバージョンアップ等はない。５年分の支払いは今年度一括で済ませる。

質問４

（西山委員）

いじめ問題に関して、資料中のいじめの認知件数で、令和元年度実施（平成３０年度調査）の長瀞中学校が解決に向けて取り組み中が１件となっているのはどうなったのか。

（坂本指導主事）

この１件については、学校より解消済みの報告があった。

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等制度指導上の諸課題に関する調査」は、学期ごとにとる集計となっており、解消しても学期が変わると報告する箇所がないため数字で示すことができないものとなっている。

（４）その他

特になし

事務連絡

次回の会議の開催は、特に緊急に協議をすることがない場合には、年度１回開催予定で考えている。時期がきたら、皆様にご案内を差し上げる。

７．閉　会

令和３年１月27日

町　　長　大澤タキ江

署名委員　西山忠文